

岐阜連携都市圏推進会議規約

(設置)

第1条 人口減少・少子高齢社会の進展が予測される中、岐阜市及び近隣市町においては、住民が安心して快適に暮らすことができるよう、行政サービスの維持及び向上を図り、将来に向けて活力を生み出していくため、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知。以下「国要綱」という。）に基づく連携中枢都市圏の形成及び推進を目的として、岐阜連携都市圏推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 連携中枢都市圏の形成に関する事務
- (2) 国要綱第5に定める連携中枢都市圏形成に係る連携協約に関する事務
- (3) 国要綱第6に定める連携中枢都市圏ビジョンに関する事務
- (4) その他岐阜連携都市圏の推進に関する事務

(組織)

第3条 推進会議は、会長及び委員8人をもってこれを組織する。

2 会長は、岐阜市長をもってこれに充てる。

3 委員は、羽島市長、山県市長、瑞穂市長、本巣市長、岐南町長、笠松町長、北方町長（以下「関係市町の長」という。）及び会長が指名した岐阜市副市長をもってこれに充てる。

(会長の職務代理)

第4条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 推進会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、推進会議の議長となる。

4 その他推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議で定める。

(事務局)

第6条 推進会議の事務を処理するため、岐阜市に推進会議事務局を置く。

2 会長は、岐阜市職員のうちから事務局長及び事務局次長を定める。

3 事務局長は、会長の命を受け、推進会議の事務を掌理する。

4 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、その職務を代理する。

(幹事会)

第7条 推進会議に提出する重要な事案その他推進会議の運営上特に必要な事項を審議するため、推進会議に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもってこれを組織する。
- 3 幹事長は、会長が指名した岐阜市副市長をもってこれに充てる。
- 4 幹事は、関係市町の長の指定した者をもってこれに充てる。
- 5 その他幹事会の運営に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

(事務処理のための組織)

第8条 会長は、推進会議を経て、推進会議の事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

この規約は、平成29年6月29日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年10月6日から施行する。